

[東奥日報] 東奥日報社

天皇陛下をお迎えして

十日午後二時五十七分尻内駅御着御来県の天皇陛下は八戸から青森、浪岡、黒石、弘前とほぼ県下を一巡され今日午前御退県、秋田県へ向むせられる。青森県として天皇陛下をお迎えしたのは初めてのことではなく明治九年及び十四年には明治天皇の巡幸があつたし、大正天皇も大正四年大演習の際弘前へ御来県になっている。またいま御来県中の陛下も皇太子殿下の時大正七年おいでになられたことがある。

しかし、いまの天皇陛下が、天皇として県下を巡幸されることは初めてであるが、今回の巡幸の意義はもつと別のところにある。「神様でない、また大元帥ではない。われら国民統合の象徴である天皇を、人間としての天皇」を県下にお迎え申上げたところに大きな意義を感じるのである。

明治天皇東北巡幸の際は「近衛衛兵の先駆が天皇旗をひるがえし、陛下は白の軍服に御佩劍いかめしく、三種の神器を捧げた侍従をお側に随えてお出でになられた」と故老は語つているし、また大正天皇も大元帥として大演習御統監のため来県されたのである。いまの陛下が皇太子殿下時代に御来県の際も軍艦で大湊に上陸されているから軍人の御資格でお出でになつたわけである。

敗戦後日本は一切の軍備を放棄、陛下も大元帥の軍服を着用されることがなくなりました。今度の東北巡幸にも陛下はネズミ色の背広服にカッパン帽という御服装でお出になられた。陛下が進んで国民のなかに下りたなられたころから新聞に陛下の国民に対するお言葉がいろいろな形で報道されたが陛下がよく発せられる

「ああそう」というおうなずきのお言葉は率直にいうとなんとなく一種の頗りなさを一部国民に与えた。ラジオの録音放送で聞いてもビツタリしなかつた。しかし実際に陛下の御下問をいただき、陛下が軽くうなずかれたながら、「ああそう」「しつかりやつてね」というお言葉をきくとき極く自然なビツタリしたものを感じるのである。こうした陛下のどちらかといえば女性的なやさしい態度こそ実に、平和国家日本の象徴なのであるまい。

東京を出發されてからすでに八日目、福島県では炭坑にまでお入りになられ坑

夫の労苦をしのばれだし宮城、岩手と御多忙な御日程にお疲れにも拘らず御来県以来、三戸郡館村の農家で人と馬との生活を御覧になつたのを始め各方面に亘り御視察され、県民の誰彼に激励と慰問のお言葉を下さつた。ことに御来県の初日、御泊所大川別邸におうかがいした津島知事に対し本県の水害実情を御覧にくだされたが、県境から尻内駅に至る沿線三戸郡下各町村の水害実情をお答

つたその日の御下賜金だけに県民として特に意義の深さを感じるのである。半面、晴着の婆さんが自分の家の前で静かに頭を下げていた風景、御下問にお答え出来ず泣いてしまつた若い女性——このいすれにも県民の陛下に対する気持があらわれているのではないか。

県下にも天皇制廃止論者はいる。陛下の巡幸を苦々しく思つてゐるもの、また無関心な者もいるだろう。一応は群衆に加わつて陛下をお迎えしても何の感じをもたなかつた者もいるだろうし、却つて反感をいたいた者もあるかも知れない。

それは別に否定する必要もないし、その人達に他に何かを強要すべき必要もない。同時に陛下の姿を見て心から万歳を叫び、涙を流す人達の気持もまた尊ばねばならない。そして陛下今回の巡幸によつて県民の多くが一少くもお出迎えした

県民の多くは一人間天皇としての陛下の眞の姿に接し、親しさを増したことだけは確かであるが、新憲法が陛下を「日本国家及び国民統合の象徴」として規定してある以上ことは平和日本再建のため喜ばしい事といわねばならない。

「統治権は國民に」

憲法研究會草案、政府へ提出

1945.12.29

り免

政府の憲法改正に関する調査の進

捜に伴ひ回復期に於する一般の開

心を昂められてゐるが、民間憲法

改訂研究の組織あるものとして注

目されるたる憲法研究會は十七

日憲法監査團を主導として政府

へ提出した

同研究會は民間の憲法學者、

評論家で構成され高野岩三郎、

尾崎鶴吉、杉森義太郎、齋藤辰

男、岸潤辰郎、宮代謙信、鈴木

安駒の七氏が監査委員である

根本廢則（憲法廢）

一、日本國の統治権は日本國民よ

一、天皇は國民の委任により有するものとする

昭和廿一年一月〇三

カズキサトヘレムルンノ「政治論としての實論」

〔天皇は既くまでもその生成の沿革に鑑みて民族和親の象徴として祭典、儀礼的存在であるべき者である。天皇制が歴史的所産であつて、絶対的なものでない事は、歴史の如実に証明する所である。即ち歴史の上に於て觀る如く天皇の地位は要々危機に曝された事がある。かかる場合、天皇の地位を保存した所以は、天皇が絶対的存在であるためなく、その時代々々の民族の共通感情共同の利害が歴史的存在としての天皇を廢することによつて生ずる混亂を避け、天皇を擁する事によつて民族的統一を保持し得ると考へたからであると思ふ。以上の如き概観から帰結して、民族和親を象徴し、政治的に無権限として、何處迄も民族的儀礼、荣誉を代表する代表者として元首の地位を保持することは、決して不合理でもなければ、不合理でもないと信する。〕

憲法問題調査委員会試案

第一章 天 皇

第一条 日本国は君主國とす

第二条 天皇は君主にして此の憲法の条規に依り統治權を行ふ

第三条 皇位は皇室典範の定むる所に依り万世一系の皇男子孫之を繼承す

第四条 天皇は其の行為に付責に任ざることなし

第五条 現 状

第六条

第七条 天皇は帝國議会を召集し其の開会、閉会、停会及議院の解散を命ず

第八条 天皇は公共の安全を保持し又はその災厄を避くる為の必要に依り帝國議会審議委員会の議を経て法律に依るべき勅令を發す

この勅令は次の会期において帝國議会に提出すべし

ヴァイニン グローバル ナベヌ

私は、平和と和解のために献身したいという願いも強かつた。日本が新憲法において戦争を放棄したことは、私はきわめて意義深いことに思われた。平和のために一切を賭けようとしている日本人々にはげましを与える、それからまた、永続的な平和の基礎となるべき自由と正義と善意との理想を、成長期にある皇太子殿下に示す絶好の機会がいま眼の前にあるのだ。

殿下と接することがたび重なるにつれて、殿下が何事につけても侍従の後見をお求めになるのに私は気づいた。どんな簡単な質問でも、侍従たちの助けを借りずして御自分で答えることがおできにならないらしかった。このような依頼心はおもしろくないようには思われた。殿下が御自分の仕事をまったく独立でなさり、間違いを恐れないといふ経験をお持ちになることを、私は心から望んだのであつた。

アメリカ人のみならず多くの日本人にも、こうした生活は淋しい、不自然な生き方として映つた。英国民一般にとって、理想的な家庭生活の表現、また仰ぐべき圭鑑となつてゐる英國王室の、幸福な健闘な正常な家庭生活こそ、世界の王家の家庭生活の模範であると私たちアメリカ人には思われる。まったく独自な二千年の伝統を過去にもつ日本人ではあるが、彼等の多くは私にむかって、皇室が日本を訪れた新しい自由にあずかって御一緒に幸福な生活をたのしむことがおできにならないことを惜しんでいた。

小泉による福沢諭吉手稿

福沢諭吉 1948

年2月

明治天皇と裕仁天皇 (清6月22, 2009年)

「御直説ノモ」

今日から始めて経済学の極めて一般的なる要項を御進講申上げることに致します。私のこの講義の目的は単に経済学の知識をお話し申するだけではなく、皇太子としてお弁まへになつてと日本の皇室の御位置及び其責任といふことあります。この事はすでに一度昨年申上げたことであります。が、くり返して申上げます。

近世の歴史を顧るに、戦争があつて勝敗が決すると、多くの場合、敗戦国に於ては民心が王室をはなれ、或は怨み、君主制がそこに終りを告げるのが通則であります。

第一次に一八七〇年に於ける普仏戦争、戦争は夏起つたのであるが、九月にセダンの会戦で仏が大敗すると、仏の帝政は廢せられて共和制が布告されました。第一次世界戦争では、ロシヤ、ドイツ、オーストリアヤといふ三大帝国の皇帝は皆な位を逐はれ、ロシヤ皇帝の如きは言ふに忍びざる最期を遂げました。

また、第二次大戦に於てもイタリヤは結局王政を廢して共和国となりました。諸国の実例は皆なこの如くであるにも拘らず、ひとり日本は例外をなし、悲むべき敗戦にも拘らず、民心は皇室をはなれぬのみか、或意味に於ては皇室と人民とは却て相近づき相親しむに至つたといふことは、これは殿下に於て特と御考へにならねばならぬことであると存じます。

責任論からいへば、陛下は大元帥であられますから、開戦に對して陛下に御責任がないとは申されぬ。それは陛下御自身が何人よりも強くお感じになつてゐると思ひます。それにも拘らず、民心が皇室をはなれず、況や之に背くといふ如きことの思ひも及ばざるは何故であるか。

一には長い歴史でありますがその大半は陛下の御君徳によるものであります。

若しも日本の敗戦に際して日本の君主制といふものがそれと共に崩れるといふが如きことがありましたならば、日本は收拾すべからざる混乱と動搖とに陥つたであらうと思ひます。幸ひにもその事なくして、宛もアメリカ人が国旗を見て肅然として容を正すやうに日本人民が皇室を仰いで襟を正し茲に心の喜びと和やかさとの泉源を感じて、国民的統合を全うすることを得たのは、日本のため大なる幸福としなければなりません。

私どもが天皇制の護持といふことをいふのは皇室の御為めに申すのではなくて、日本といふ國の為めに申すのであります。さらにその日本の天皇制が陛下の君徳の厚きによつて守護せられたのであります。

皇室は政治の外に仰ぐべきものであり、またかくしてこそ始めて尊嚴は永遠のものとなる。いやしくも日本において政治を談じ、政治の事に関するものは、その主義においてかりそめにも皇室の尊嚴を濫用してはならぬ、というのが、福沢の論旨の心臓であつた。

(中略) 自ら政治の衝に当たられぬとして、然らば皇室の御任務はいづこに存するのであるか。それは實に日本民心融和の中心とならせることである、と福沢はいうのである。更にいふ。政治上の争いは苛烈なもので、或いは火の如く水の如く、或いは盛夏の如く嚴冬の如くであろうけれども、「帝室は独り万年の春にして、人民これを仰げば悠然として和氣を催すべし」

殿はお仕合せにも陛下の場合どちがひお父上が御健在であられます故、皇太子としての御勉強に専念遊ざる時間を多く御持つてゐる次第でありますから、よくこの君徳といふことについて御考へになつていただきたいと存じます。

新憲法によつて天皇は政事に干与しないことになつて居ります。而かも何等の発言をなさらずとも、君主の格その識見は自ら國の政治によくも悪くも影響するのであり、殿下の御強とは修養と本の明日の國運を左右するものと御承知ありたし。